

報告事項 5

SGEC 規格のレビュー及び改正プロセスの延期について

SGEC 規格につきましては、5 年ごとのレビュー・改正プロセスを 2026 年 2 月 13 日の規格管理委員会での議論をもって開始したところであるが、今般 PEFC より、PEFC の持続可能な森林管理（SFM）ベンチマーク規格（ST 1003）の改正に着手したことから、以下の条件を満たす場合、各国の認証システムにおける改正プロセスの実施をこの PEFC の規格改正が完了するまでの延期を認めるとの方針が示された。

このことから、SGEC/PEFC ジャパンとしては、同方針に基づき、2025 年度第 2 回理事会の了承を得て、3 月 30 日付で PEFC に対し改正プロセスの延期の申請を行うとともに、PEFC ST 1003 の改正が完了した段階で改めて SGEC 規格全般のレビュー及び必要な規格の改正を実施することとした。

なお、本延期の対象は、森林管理規格だけではなく、各国システムの下にあるすべての規格（SGEC では、規準文書 1～6-2）となる。

延期申請の主な受理条件

- ST 1003:2024 との整合性
SFM 規格について、ST 1003:2024 への更新が、
 - ・延期申請の提出時点で既に完了している、または
 - ・延期申請から 12 ヶ月以内に（評価を含む）完了すること
- 改正プロセスのタイムリーな開始
改正された SFM 規格（ST 1003）の最終決定後 3 ヶ月以内に開始すること。